

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則に規定する対面助言等手数料の新設に関するご意見の募集について」に対するご意見とPMDAの考え

ご意見	PMDAの考え
<p>●確認相談という位置づけであるため、他の〇〇該当性相談などと同様な相談金額にしていきたい。</p> <p>1 相談当たり 100～130 万の範囲で設定。</p>	<p>・相談手数料については、それぞれの業務を適切に実施するために必要な業務量に対する人件費、物件費等の積算により設定しております。</p> <p>今回の相談手数料の新設に際しても、こうした考え方に基つき、既存の相談枠と業務量を比較した上で必要な経費を積算しております。</p>